

川崎市設計・施工一括発注方式試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市が発注する工事請負契約について「設計・施工一括発注方式」を試行するにあたっての必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 「設計・施工一括発注方式」とは、設計と施工を一括して同一の請負者に発注する入札方式であり、入札参加を希望する者から入札前に設計及び施工に関する提案（以下「技術提案」という。）を受け、審査によって妥当と認められた技術提案の提出者を対象に当該提案を基にした競争入札（価格競争）を実施して、請負者を選定する方式をいう。

(対象工事)

第3条 設計・施工一括発注方式の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、一般競争入札の工事であって、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 事業者の技術力等の活用により、工期の短縮やコスト縮減を図る可能性のある工事で、個々の事業者が有する特別な設計技術と、施工技術を一体で活用することが合理的であると認められるもの。

(2) 事業者が特殊技術を有するもので、施工方法等が異なるため、標準的な施工方法等が定められていない工事について、当該特殊技術を踏まえた設計を行うことが効率的と認められるもの。

(発注時の協議)

第4条 工事担当局長（川崎市請負工事監督規程第2条に定める局長）は、設計・施工一括発注方式による工事（以下「対象工事」という。）を発注しようとする時は、本要綱に基づき実施することについての適否について、財政局長と協議するものとする。

2 工事担当局長は、対象工事の発注条件について財政局長と協議するものとする。

3 工事担当局長は、対象工事の発注条件について、技術提案の条件及び採否の基準について定めるものとする。

(技術提案仕様書等)

第5条 工事発注局長は、対象工事の発注条件について、技術提案に関する仕様書等を調製し、財政局に契約依頼をする際に添付するものとする。

(設計委託費用)

第6条 対象工事の発注にあたっては、設計委託費用は工事費の積算内訳に含めるものとする。

(提案の募集)

第7条 技術提案の募集は、入札公告等において次の事項を明示することにより行うものとする。

(1) 設計・施工一括発注方式の対象工事であること。

(2) 川崎市が示した仕様・性能及び設計等にかかる図面及び仕様書等の内容に基

づき、工事施工に必要な実施設計及び施工方法等についての技術提案を求めること。

(3) 技術提案の採用が、入札の参加資格条件となること。

(4) 技術提案審査の結果、提案が採用されない場合があること。

(5) 技術提案の内容が一般的に使用される状態となった場合は、その後の工事において、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでないこと。

(6) 川崎市が技術提案を適正と認めることにより、設計及び工事に関する請負業者の責任が軽減されるものではないこと。

(共同企業体の取扱い)

第8条 対象工事の共同企業体についての取扱いは「川崎市共同企業体取扱要綱」の定めに係らず、別にこれを定める。

(技術提案書の提出)

第9条 対象工事の入札に参加を希望する者は、入札参加申込書の提出に併せて、技術提案を提出するものとする。

2 前項の規定により提出された技術提案は、次により取扱うものとする。

(1) 技術提案書の作成等に要する費用は、申請者の負担とする。

(2) 技術提案書の返却及び公表は行わないものとする。

(3) 技術提案書の提出後における提案内容の変更は認めないものとする。

(技術提案の審査等)

第10条 財政局長は、提出のあった技術提案を、速やかに工事担当局長に送付するものとする。

2 工事担当局長は、前項により送付された技術提案の内容を確認の上、技術提案について、川崎市が求める仕様への適合性について審査するものとする。

3 審査に必要な事項については、工事担当局長がこれを別に定める。

4 工事担当局長は、技術提案の採否を決定し、その結果を速やかに技術提案の適否通知書(第1号様式)により、財政局長に通知するものとする。

5 工事担当局長は、技術提案が、川崎市が求める仕様への適合性について、適していないとした者については、適否通知書にその理由を記載しなければならない。

(入札参加資格確認通知書)

第11条 前条の通知を受け、財政局長は入札参加を確認する。

(補則)

第12条 その他この要綱に定めのない事項については、別に定めるもののほか、通常の一般競争入札の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

(様式1号)

平成 年 月 日 号

財政局長 様

工事担当局長

適 否 通 知 書

平成 年 月 日付けで送付された_____工事に係る技術提案
に対する審査結果を、次のとおり通知します。

記

1 業者名 _____

2 審査結果 (該当する方に○印をつける)

採用

不採用

3 不採用の理由。